

# 被害者救済新法・宗教虐待対応ガイドライン

# 宗教法人7割が評価

本社アンケート

国内の主な宗教法人を対象に朝日新聞社が実施したアンケートで、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の問題を受けて制定された不当寄付勧誘防止法（被害者救済新法）や厚生労働省がまとめた「宗教虐待対応ガイドライン」について、回答した法人の7割前後がいずれも評価する回答をした。ただ、宗教活動への影響を懸念する意見も出た。

アンケートは63法人に（派）、「宗教法人を隠れ対して2月中旬に送付。みのにした一種の詐欺行為をなくさなければならぬ」（本門佛立宗）など理由を説明。旧統一

寄付勧誘時の禁止事項を定めた不当寄付勧誘防止法の内容について、14法人が「妥当だ」、10法人が「どちらかといえば妥当だ」と回答した。旧統一教会も「妥当だ」と回答し、「妥当だと感じるか」という行為について「霊感など」といって「困惑の具体的な内容が明確でない」という理由を挙げた。カトリック中央協議会などだった。「妥当ではない」とした幸福科学は「憲法の『政教分離』原則に反し、宗教を政治の完全管理下に置く悪法」などと理由を記した。

不当寄付勧誘防止法の規定について



宗教虐待を防ぐためのガイドラインについて



**不当寄付勧誘防止法**  
法人への寄付を勧誘する方法として、家や会社にとどまって勧誘を続ける▽霊感など実証困難な知見を用いて告知する▽勧誘目的を告げず退去困難な場所へ同行する——など六つの行為を示し、相手を困惑させてはならないと定めている。罰則規定などが4月に施行された。

**宗教虐待対応ガイドライン**  
旧統一教会などの信者を親に持つ「宗教2世」が虐待被害を訴えたことをきっかけに、厚労省は昨年12月、対応方法をまとめたガイドラインを全国の自治体に通知した。宗教活動に参加することを体罰によって強制すること▽合理的な理由なく宗教の教義を理由に高校への就学・進学を認めないこと▽輸血など医師が必要と判断した治療行為を行わせないことなどが虐待行為として明示された。

アンケートの対象法人 ①神社や寺院、教会などを傘下に持ち、文部科学相が所管する宗教法人のうち、2022年度公表の調査で信者数が10万人以上の55法人に、②社会調査研究を手がける「大阪商業大学JGSS研究センター」が00、22年に計16回実施した調査（回答者のべ約4万3千人）で「信仰している宗教がある」「特に信仰していないが、家の宗教はある」と答えた人のうち①との重複をのぞいて10人以上が名称を挙げた8法人を加えた、計63法人。

「異論はない」として「妥当だ」と回答した。一方、「どちらかといえば妥当だ」と答えた日蓮正宗は「信徒の宗教行事や布教活動などに臨む姿勢が萎縮してしまうことへの懸念もある」と指摘した。

「妥当ではない」と回答した真言宗智山派は、ガイドラインに示されている行為について、宗教を理由にしても認められないものではないとして「宗教と限定的に例示することには問題がある」と指摘している。

◇旧統一教会への質問権行使などについてたずねた内容は5月に報じています。アンケートの詳細を朝日新聞デジタルに掲載しています。



**社会と宗教、せめぎ合いながら成熟していく関係**  
営みに通じているもの。中には一般社会で理解されない価値観もあり、社会と別々の価値観を持つからこそ、宗教によって救われる人がいる。とはいえ、宗教側の主張や行動が反社会的であるなら、社会は抵抗し、是正を求めなければならぬ。逆に、宗教側は信仰が他者を傷つける可能性があることを自覚すべきだ。そして、社会からの要求に真摯に向き合えないといけない。社会と宗教はせめぎ合いながら、時には時間をかけながら成熟していく関係があるべき姿だ。

**宗教学者で相愛大学長**  
の釈徹宗さんの話 宗教とは、わたしの定義では、目に見えない言語化できない聖なる領域を持ち、生と死に意味づけをする体系。そして倫理・生活・文化・政治経済・法律など人間のあらゆる